

附 則

1. 本規定に定めのない事項については、本規定の主旨に反しない範囲で全国連盟理事会が決定する。
2. 本規定で委任を受けた事項、および委員会業務の処理に関する事項について、本規定の主旨に反しない範囲で、細則をもって定めることができる。細則は委員会が発議し、全国連盟理事会の承認をうけるものとする。
3. 本規定の改廃は、全国連盟理事会の発議により、同評議会または総会の決するところによる。
4. この規定は、2009年4月1日から施行する。

2014年2月16日改正（同年4月1日施行）

2016年1月1日改正（細則）

2018年2月18日改正（同年4月1日施行）

細則－1 [交付金額および算出方法]

交付金額および算出方法はこの細則による。ただし、個人の寄付金の申込口数が10口を超える場合は、10口を限度とする。

救 助・ 捜 索 交 付 + 死 亡 ・ 傷 害 交 付 = 交 付 金 額

1. [救助・捜索交付]

申込口数 × 1000 円 × A倍（Aとは交付係数で「労山基金制度」に継続加入と「ココヘリ」加入で変化する）

2. [死亡交付]

申込口数 × 1000 円 × 200 倍

3. [傷害交付]

(1) 団体の場合

(入院) 申込口数 × 80 円 × 入院日数 (3～210 日)

(通院) 申込口数 × 40 円 × 通院日数 (3～50 日)

(2) 個人の場合

(入院) 申込口数 × 800 円 × 入院日数 (3～210 日)

(通院) 申込口数 × 400 円 × 通院日数 (3～50 日)

4. 救助・捜索交付の増加

継続して労山基金制度に加入する場合、1年継続が増えるごとに10倍加算して交付する。加入初年度は300倍とし、最高400倍までとする。

「ココヘリ」に加入した場合はココヘリサービス対象に限り1000倍とする。

5. いったん労山基金制度の交付を受けた場合、継続による倍率は1年据え置く。